



中国移転価格最新動向

移転価格同時資料コンプライアンスに関する各地の執行実況

上海米商工会議所税務委員会は、2010年11月16日に蘇州において「2010年度中国移転価格レビュー」についてセミナーを開催した。蘇州市国家税務局の上級処長1名がセミナーに出席し、最近の中国税務当局の租税回避防止にかかる実務上のポイントについて講演を行った。アーンストアンドヤングのパートナーもこれに参加し、専門的な内容についてディスカッションした。

最近の租税回避防止の実務上のポイントは、同時資料の管理及び関連企業間における持分譲渡等であると考えられる。同時資料の管理については、最近、蘇州税務局が企業の準備した同時資料の品質を重視していることを示した。仮に、税務当局が同時資料が要求に満たしていないと判断すると、企業は相応する法的責任を負わなければならない。具体的には、重点調査と管理監督対象とされること、推定課税、追徴税額に対する年5%の利子、事前確認の受領拒否などが挙げられる。また、持分譲渡については、中国国家税务总局（以下は、国税総局）並びに各地の税務当局は、（国税函[2009]601号通達）に従い、企業の租税条約の濫用等、税務回避防止調査を強化している。最近、更正金額が一億人民元を超えるケースも何件か発生している。

2010年度は、移転価格同時資料コンプライアンスが適用されてから三年目となる。2010年7月、国税総局は、国税函[2010]323号通達（以下「323号通達」）を發布し、各地の税務局に対して、2008年度と2009年度の移転価格同時資料の抜き取り検査を要求した。蘇州市・江蘇省の税務当局による323号通達の要求に従った抜き取り検査の結果及び移転価格同時資料の品質、完全性に対する税務当局の期待についても、今回のセミナーの重要なテーマとなった。

323号通達が発布されて以来、アーンストアンドヤング各地の移転価格専門グループは、それぞれが各主要省・市の国税局、若しくは地税局とコミュニケーションを深め、2008年度、2009年度移転価格同時資料に対する各主管税務当局のレビュー意見を収集した。レビュー意見についての弊社の理解は次のとおりである。

華北地域

2010年8月31日、北京市国家税務局朝陽分局大企業及び国際税務管理科は、管轄地域内の大部分の企業に「税務事項通知書」を発売し、2009年度同時資料の提出を要求した。弊社の理解によると、北京市の他の各税務分局はすでに年度同時資料の収集及びレビューの状況を纏め、国税総局に報告している。また、国税総局は、企業が要求した期限内に同時資料を準備する必要があることを改めて言及している。従って、[国税発\[2009\]2号通達](#)（以下「2号通達」）において同時資料準備のある企業及び[国税函\[2009\]363号通達](#)（以下「363号通達」）の規定に該当し損失を計上する企業は、移転価格リスクを低減させるために、同時資料を要求された期限内に準備されるようお勧めする。

天津市国家税務局は、2009年度の同時資料抜き取り検査に選定された企業に対して、その抜き取り検査での状況に応じて、さらに移転価格調査の対象企業を選出している。

華中地域

弊社は、5月に蘇州市国税局が主催した同時資料説明会において、同時資料の要求、規定を満たしているか否かの判断、現時点で収集した同時資料における問題点などについて、蘇州市国税局の具体的な説明を聞いている。さらに、8月、江蘇省税務当局、蘇州市税務当局、無錫市税務当局及び蘇州工業園区の税務局の担当者は、会議を開き、納税者が準備した2008年度、2009年度の同時資料抜き取り検査の結果について検討している。

これらの会議によると、税務当局の担当者が掲げる同時資料準備についてのよくある問題点は、次の通りである。

(1) 同時資料は、事後の補足的な検証を行うためのものではなく、企業がどのようにその価格を設定したかが記載されるべきである；(2) 産業分析において、対象企業が所属する産業及びサプライチェーンにおける位置づけ、動向が欠けている；(3) 機能リスク分析において、量的な分析が欠けている；(4) 関連者間取引の状況と機能リスクについての分析に前年度との比較が欠けている；(5) ハイテク企業について、機能分析における研究開発機能にかかる記述が簡単すぎたことがある；(6) 移転価格算定方法に対する説明と選択の理由が一致していない；(7) 移転価格算定方法と利益水準指標を選択した理由に、説得力がない；(8) 比較可能性分析において、内部独立比較対象取引に対する分析が不足している；(9) 「利益法」を選択した場合において、「グループの全体的な利益状況、若しくは超過収益に対する貢献」及び「サプライチェーンの利益配分状況」が説明されていない；(10) 差異調整が行われる場合で、差異発生の背景と企業の機能リスクが一致していない。

上海国税局も、上記と類似する問題点を掲げており、また、納税者の情報、特にグループ親会社の関連情報に対する記載が不十分であることを指摘している。また、上海国税局は、多くのケースにおいて一律に取引単位営業利益法が採用されていることについて、取引単位営業利益法の濫用に注意すべきであると指摘している。

華南地域

深セン地税局は、大部分の企業が提出した移転価格同時資料において、関連・非関連取引のセグメント財務データが不足していることを指摘している。彼らの観点からすると、関連者間取引の財務データは、取引種類（有形資産の売買、役務取引、融資取引、無形資産の譲渡等）によって、セグメント分する必要があり、特に、その他の取引が4千万人民元を超える場合、詳細な内訳を示し、取引ごとに財務分析を行うこととなる。深セン地税局によると、その他の取引が4千万人民元以下であり、有形資産売買と一括して分析する場合、移転価格同時資料において包括的に分析する理由を説明しなければならない。深圳地方税務局は、現時点においては、同時資料検査の第一の対象を主管税務当局によりすでに調査を受けている企業とすることを示している。

同時に、深圳国家税務局は、同地域における移転価格同時資料の収集管理を強化するために、2010年1月13日に深国税函[2010]11号通達（以下「11号通達」）を発売した。11号通達によると、同管轄地域内に所在する企業は、2008年度の売上高が1億人民元を超過する場合、2010年3月20日までに、主管税務局へ2008年度同時資料（ハードコピーとソフトコピーそれぞれ一部）を提出する必要がある。2009年度以後（2009年度を含む）の同時資料は、上記規定を参照して準備し、翌年6月20日までに主管税務局に提出しなければならないと規定された。

広州国税局が指摘した現時点における同時資料についてのよくある問題点は次の通りである。

(1) 関連者間取引の取引相手について適用されている税率及び税務優遇が記載されていない；(2) 関連者間取引にかかる契約書が添付されていない；(3) 関連、非関連取引別の財務データのセグメント分けが不明確である；(4) 移転価格定価ポリシーにかかる具体的な記述が不十分である；(5) 経済分析をサポートする資料が欠けている。

東莞国税局によると、363号文の規定に該当する単一機能の企業について同時資料を準備する場合、対象となる財務データの期間（普通は三年）において損失を計上する企業を比較対象企業として選定することはできない。東莞国税局は、2008年度の金融危機の特殊性に配慮して、企業が2008年度の同時資料においては、比較対象企業の財務データに、2008年度1年間分のみの財務データを用いて比較可能性分析を行うことを認めている。



しかしながら、企業の利益水準が比較対象企業の2008年度の四分位レンジの中位値よりも低い場合、自主的に、中位値以上に特別調整すべきであるとされている。

アーンスト・アンド・ヤングの観察と意見

上記のように、中国の税務当局は、同時資料の管理に関する経験を素早く蓄積し、日々成長している。そのうち、蘇州と東莞国税局は同時資料に対する要求が特に厳しい。各地の税務当局の要求はそれぞれ異なっているが、彼らが掲げる多くの問題点は、関連者間取引の価格設定ポリシー、関連と非関連取引データのセグメント分け（そのうち、関連者間取引のデータは取引種類によって更に分ける必要がある）、移転価格算定方法の選択理由、比較可能性分析の合理性に集中している。

今年度の移転価格同時資料を準備するにあたっては、前年度の同時資料を基に簡単な更新に留まることはお勧めできない。税務当局の同時資料に対する要求を満たすために、税務当局のレビュー意見を基に、同時資料における説明不足と分析不足、また、要求を満たしていない点について、説明し直す必要がある。

アーンスト・アンド・ヤングは、2号通達若しくは363号通達の同時文書作成義務に該当する企業がコンプライアンスを果たし、税務当局による移転価格調査リスクを低減させるために、同時資料準備につき、専門的なコンサルティング機関によりサポートを受けられることをお勧めする。

各地の税務当局による個別の同時資料管理は、納税者（特に、複数の地域に拠点を有する多国籍企業）の同時資料コンプライアンスに不都合をもたらしかねない。国税総局は、現時点において、各地の税務当局が行った同時資料レビューの結果を通じて、同時資料の収集と管理手続きを統一化し、近い将来に公告するよう検討している。

Ernst & Young 安永

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは監査、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。クライアント、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮し、業界他社との差別化を図る一助となります。

アーンスト・アンド・ヤングは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

移転価格及び税務サプライチェーン・マネージメント(略称、“TESCM”)について

移転価格チームは移転価格文書の準備、レビューを手掛け、貴社の戦略に合致するように、貴社の移転価格設定方針及び商流をマネジメントします。ビジネス構成の変更、大口取引の管理及び税務当局との相談に対して、アーンスト・アンド・ヤングはグローバルな視点で、長期的に有効な経験を利用して、サービスを提供いたします。

©2010アーンスト・アンド・ヤング(中国)企業諮詢有限公司 版權所有
FEA no. 03000796

本ニュースは、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。アーンスト・アンド・ヤング中国及び全てのグローバルメンバー・ファームは、本ニュースに含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参考にされるようお願いいたします。

www.ey.com/china

連絡先: 国際税務サービス - 移転価格及び税務サプライチェーン・マネージメントサービス

上海

柯潤毅 Luis Coronado
+86 21 2228 3366

田雯琦 Jessica Tien
+86 21 2228 2115

邱輝 Travis Qiu
+86 21 2228 2941

蘇州

洪吉豊 Julian Hong
+86 512 6763 3269

深圳

許迅愷 Enoch Hsu
+86 755 2502 8287

広州

陳穎 Cynthia Chen
+86 20 2881 2860

北京

蘇学敏 Joanne Su
+86 10 5815 3380

天津

蘇山 Patrick Su
+86 22 5819 3558

鄧婷 Daisy Deng
+86 22 5815 3557

香港

張柏寧 Patrick Cheung
+852 2846 9905

台北

周釗培 George Chou
+886 2 2720 4000 Ext. 2735